

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.76

2000.12.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX/TEL +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight (C) S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(1 月、2 月のタイ祝祭日及び弊社休暇のお知らせ)

1 月 1 日及び 2 月 8 日が祝祭日です。また弊所の年末年始休暇を 12 月 28 日から 1 月 3 日と致しますので、宜しくお願い致します。弊社ファックス及びメールは通常通りですので、急用の折はご利用下さい。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 12 月 25 日付けで更新しました。今回は、ニュース (英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、裁判関係データ、出願関係統計データ <http://www.s-i-asia.com/statis.htm>、WTO Trips の関連法案審議状況チャート <http://www.s-i-asia.com/pcact.htm>、を更新しました。ご覧ください。また、特許法、商標法等の法律訳文につき英訳を用意しました。ご利用下さい。新たにマレーシア及びベトナム出願統計を掲載しました。サーチエンジンは Infoseek 及び Goo, Lycos, excite, フレッシュアイ, yahoo です。日本語検索エンジンへのホームページ登録を行うためにミラーサイトを <http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Bull/7026/index.html> に開設致しております。次回更新は 1 月 25 日に予定しています。

(弊所事務所移転について：再送) **新規委任状を作成される場合、ご注意ください。**

8月1日付けで

Address : Oriflame Asoke Tower 17th Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

から、下記住所に移転致します。同一ビルでの移動です。電話、ファックス番号に変更はありません。

Address : Oriflame Asoke Tower **23rd** Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)
Bangkok 10110, Thailand

～ 編集者より～

今年のバンコク都心部でのクリスマスデコレーションには驚かされる。年々美しくなっていくのは良いことだが、仏教よりも商業主義的色彩が強くなってきているのは残念なことである。12月23日は日本天皇誕生日である。タイのラジオ放送は日本の国歌「君が代」を流していた。他国の吉日を国民に知らせる心がタイマスコミにはある。

この一年を振り返ると、知人友人の不幸を含め次々に事件が起きた。特に二つの不快な事件が身の回りに立て続けに起きたことは非常にショッキングであった。全て日本人関係者に関する事件である。周囲を含め私も忘れやすい性格なので、語り部として記録に残しておきたい。そして、失敗は教訓を生むと信じたい。

一つは日本政府が進めたタイ工業所有権情報センタープロジェクトの未完成発覚事件である。96年から5年間、人件費合わせると5億円の事業が、2000年6月成功裡に終了した。関係者の大変な苦労は良く分かるが、何とも私にとっては後味の悪い思い出が蘇る。丁度、1年前あたりから完成予定残り半年という段になって、システム上の不具合が発見された。最初は小さな調整ミスかと思って聞き流していた。しかし、完成予定3ヶ月前に「どうしようもない状況だ」との連絡を受けた。私は組織的には何の関係もないが、プロジェクト立ち上げ時に深く関わっていた関係上、無視するわけにもいかず、慌てて私の友人に相談してみた。というか、帰国して相談のために友人の元へ駆けつけたというのが事実に近い。快く相談に応じて戴いた友人から早速、システムのプロフェッショナルを担当者としてあてがわれ、医者如くシステムを診断して貰った。分析し終えた彼は「これはほとんど手の施しようがない」と臨終宣告を受けた。「なんとかならないものか。」「費用はどうする。」「とにかく動かすのが先決だ。」まさに厚意に甘んじて当地にチームを送って戴いた。修復作業に1週間、準備期間などを入れると3週

間はかかった。6月26日、完成式典に何とか間に合ったのである。数々の課題を残したが、昔からの友人であるタイ政府の課長から御礼の言葉を貰った。何とも不思議な経験をしたものである。90年12月日本特許庁の電子出願開始直前の時と全く同じ体験だったからである。失敗を何故教訓としないのか。JICA プロジェクトはプロジェクト管理手法の中でプロジェクト進行中にも中間評価、最終評価などの評価手法を取り入れている。また、日本側に支援委員会という組織もつくり、常時プロジェクトを監視できる体制を敷いている。一見万全の体制だが、何故全ての網をくぐって失敗が起きたのだろうか。度々この欄を借りて申し上げていることの一つは専門家の絶対的不足である。チームも、調査団も、支援委員会にも専門家がいらない。人材が不足あるいは適切な人材を登用されていない中での援助は極めて危険であるということが言える。「彼は専門家だ」と推薦されて来ているが、政府人事の面でも問題はあのではないか。専門家を一人だけで担当させるのもどうかと思う。複数かあるいはシステム監査を導入するのも解決策かと思う。もう一つの原因は小さな事象を発見した時に、どの程度の問題かを予測する感性がリーダーに欠如していたということである。不運としか言い様がない。次期プロジェクトも、WIPOからの支援でもうすぐ始まるようとしている。どのようなプロジェクト体制を敷くのか、評価手法はどうするのか。日本政府が今最も検討しなければならない課題のように思うのだが。

第二の事件は、駐在員奥様が書かれた暴露本出版事件である。これも心底頭にきた事件であった。私もこの本が出版されてからしばし静観していたが、何とも見苦しいので自主回収をせざる負えなかった。本にかかる情報は敢えて伏せるが、日本経済新聞、読売新聞の各紙に書評としても載ったものである。例え奥様がかかれた本であっても、その内容の情報源はほとんどご主人近辺から得た情報なのであろう。如何にご主人とは無関係とはいえ、社会や職場を全く無視したひどい本である。近頃、このような暴露本を書く人が多くなって来ている。不正悪を告発する上で暴露するのなら私も応援したい。しかしながら、善良な隣人や友人達を傷つけ、せせら笑っている暴露本は断固許せないものがある。

二つの事件で共通する事がある。「感性の欠如」である。社会生活に不可欠な能力の一つは集団で生活している時に「相手が悲しんでいる」「相手が怒っている」という事を瞬時に感じとる能力である。例えば第一の事件の場合「部下が悩んでいる」という事を瞬時に察知し、即刻然るべき組織に通報し、対処していたら重大事には至らなかったであろう。また、第二の事件では「このような事を書く職場で主人の立場が悪くなるのではないか」「日本人商工会議所で真面目に働いている方々はどう思うだろうか。」とか感じる感性が欠如しているのである。さらに、感性が欠如している方を何故海外に赴かせるという人事も問題があるということは言

うまでもない。そういえば、近頃の少年犯罪も周囲の大人達の感性が欠如していることが原因とも思えるが。この辺で今年の悪い思い出の総括を終了したい。来年こそは皆様方におきまして本当に良い年でありますように。

～ マレーシアのサバ州でポルノ VCD、不正商品などはクーリエにてクアラルンプールから配送されて来ている～

Pos Malaysia のクーリエサービスを利用してポルノ VCD や違法 VCD、コピーブランドの布地やハンドバッグがクアラルンプールからサバ州へ配送されていることが分かった。これは Home Ministry のフィルム検閲及び出版規制ユニット（サバ州支所）課長の Mr. Alidin Abdullah が記者会見に発表した。「我々は Pos Malaysia 及びクーリエ会社のスタッフ、一般の人々からの密告でこれらの VCD を押収した。しかしながら、個人によって持ち込まれる場合は監視できないでいる。」と語り、今年に入り 11 ヶ月間で 236,469 枚の VCD（116 万シンガポールドル相当）を押収、昨年の 14,887 枚に比較し急増している。急増の要因はオフィサーを 16 名としたことにより、昨年の 82 件から 156 件を捜査したことによるもの。この 2 週間でも未検閲の 6841 枚の VCD と 425 本のビデオを押収、244 枚の VCD と 320 本のビデオはポルノであった。さらに検閲ユニットは書籍、漫画、ポスター、T シャツ、タオル、マグカップの販売も監視しており、今年 667 冊のポルノ書籍および漫画を押収し、昨年の 158 冊に比較し増加している。コタバルでは税関が 40 箱に及ぶ偽ブランド商品の密輸を防いだ。これは税関役人が Pos Malaysia オフィスの裏側にある店を抜き打ち捜査を午前 10 時に行き、発見したものである。これらの偽ブランド商品は 3 万リング相当でセララン州、サラワク州に配送する予定の物であった。

今年 9 月 15 日に官報告示された Optic Disc Act 2000 は確実に海賊版 VCD を抑制している。

以下に幾つかの特徴を掲げる：

- ・当局に音楽、ビデオ、コンピュータソフト海賊行為と戦うさらなる権限を与える。
- ・当局が製造業者、配送業者、小売業者に対し優位に立つよう権限を与える。
- ・海賊版音楽、ビジュアルディスクの製造に使用された機械を押収及び破壊する権限を当局に与える。
- ・製造業者はその製品にコードを付与しなければならず、当局は海賊版かどうかを調査できる。
- ・無許可でディスクを製造した場合、最高 50 万リング（23 万シンガポールドル）の罰金刑を科す。（2000 年 12 月 6 日、シンガポール・ストリートタイムズ）

～ タイ知的財産及び国際取引裁判所が裁判進行遅延に対処するため予算を要求～

タイ知的財産及び国際取引裁判所は、急増する裁判事件に対処するために 900 万バーツを政府に要求した。昨年の取り扱い事件は 2700 件だったが、今年は 3500 件と急増している。これに対処するために裁判所の中の法廷を新たに 5 つ設け、来年予想の 4000 件に対処できるとしている。現在 11 の法廷がある、月 40 から 50 事件を処理しているが、遅延が生じている。これに電子商法関連の法律が施行されるとこれに関する事件も処理するため対処が急がれている。知的財産関連では商標及びソフトなどの著作権侵害事件が増加している一方、国際取引に関する事件、特に信用状に関する事件が昨年比 200%の増加となっている。(2000 年 12 月 2 日、タイネーション)

～ タイのセミナーでドイツ連邦特許裁判所の判事がタイの条約加盟を要請～

タイ知的財産及び国際取引裁判所主催のセミナーでドイツ連邦特許裁判所判事 Jurgen Shade 氏は、タイは Patent Law Treaty(PLT)及び Patent Cooperation Treaty(PCT)に加盟すべきであると発言した。WIPO は近年 PLT に世界的に特許出願手続きを定め標準化された要件を採択した。同氏は PLT の採用する前に出願人適格要件が世界的に標準化していないと指摘した。PLT の目的はそもそも煩雑な手続きを無くし、各国政府の運用費用を削減することが目的とした。既に PLT は 43 カ国サインしており、6 月に施行される見込みである。特許出願を標準化させることはタイにも利益があり、法律制度を先進レベルに引き上げる効果が期待できるとした。また、PCT は国際特許出願人が WIPO によって与えられた特許に対し標準的の宣誓を完了させるもの(注：記者が誤解している)で、既に 110 カ国批准している。タイは PCT 加盟によって技術の審査において利益を享受できる。また、タイの法律を PCT を扱えるように多少の改正が必要であると指摘した。(2000 年 12 月 2 日、タイネーション)

～ タイの政府当局はソフト海賊版取り締まりを強化する計画～

IT 関連のショッピングセンターやソフト小売業者、CD 製造工場やソフト海賊版に関与している大規模な企業は、タイの政府当局が次期取締り対象として照準を合わせているので、注意が必要である。政府は来年海賊版ソフトを生産、配布しているショッピングセンターを捜査する予定を立てている。最初の段階として当局は幾つかの IT ショッピングセンターと交渉を持ち、センターの場所を借りている全ての店舗リストを提出するよう要請した。ウィーラウィット次長によるとこのリストは裁判になった時にソフト著作権侵害の原因を究明する上で役に立つと話している。バンコクにある 21 のショッピングセンターに手紙を出し協力を呼びかけた。もし不正ソフトビジネスが特定のセンターで行われているならば、第二段階として歳入局と協力して店舗の税監査を行う。さらにこの方法でも効き目がない場合、最終段階としてセンターの閉鎖を行う。これは香港やシンガポールでも同様にやった事である。と語っている。バンコク

では 1600 店舗が海賊版ソフトを取り扱っており、当局はこの新しい方法で 50%減を目標としている。(2000 年 12 月 5 日、タイネーション)

～タイ最高裁でマイクロソフトが ATEC に敗訴した事件は予想外であるという感情を残している～

3ヶ月前に行われたマイクロソフトと地元企業 ATEC との裁判で、タイ最高裁は著作権侵害を訴えたマイクロソフトの主張を退けた。この結末は予想外であるという感情を未だに残している。タイ知的財産局長のウィーラウィット氏は最終審判は事実タイのソフトウェア著作権侵害取締りに困難を引き起こすかもしれないと語った。著作権侵害に対抗する企画戦略を決定する重責を担う者として、同氏は最高裁判所判決に同意しないと述べた。同氏は裁判所は著作権法の背後にある意図に従い解釈すべきだったと述べている。司法側の判断が行政の意思とそぐわない時、ソフト海賊版取締りに関する法律をさらに明瞭にする行動を起こさなければならぬと思うと言った。同氏はさらに他の国では、もし司法との合致していないならば、政府に法律の抜け穴を封じるために現行法に特別付属書を発行させる手続きがある。もしタイで必要ならば問題を解決すべく 94 年著作権法に付帯章を草案してもよいはずだ。と述べた。例えば日本の法律では著作権法にソフト保護について付帯文(訳者注:著作権法中どの部分か不明)があり、コンピュータシステムに未登録ライセンスソフトを意識して所有あるいは使用している場合、違法として処罰される。これにより日本は著作権違反者への処罰に明確な基準を持っていることになる。もしタイが草案する必要があるれば、日本の法律と似たものとなるが、タイ国民の利益を守るために、個人的利用、教育目的利用、例えば 5 台以下のコンピュータを所有する小組織での利用は刑罰を除外される。もし、司法が著作権法の意図と反することが続けば現行法に付帯則を付けることを提案するのも行政としての計画の一つとなる。(2000 年 12 月 5 日、タイネーション)

～タイで「.th」論争で解決策を提案～

タイのドメインネーム紛争解決手段として、WIPO の紛争解決制度をタイで採用する方向が提案された。タイ商務省知的財産局長の提案はそのドメインネームが商標あるいは著名商標であった場合、非権威機関によるドメインネーム登録を止めさせ、権威機関が登録を行うという指針を作成するというもの。従って、指針は登録機関に対し、合法的な名前所有者に限り特定な商標名登録を保持する権利を与えるという。ドメインネームは現在電子商法時代において価値ある財産となっており、サイバースクワッシングの問題が急増している。知的財産局長ウィーラウィット次長は「知的財産局長は「.th」登録機関である TH Nic にタイでの紛争解決システムを開発するために議論することを予定している。来年になればさらに具体的になっているだろ

う。」と述べている。最初に知的財産局と TH Nic が指針を開発し、登録のために標準を制定する。登録に関する紛争はこの指針下で取り扱われる。同氏は「指針ができれば、中立的機関を設立することとなり、WIPO システムにそって最終的決定をしたり、紛争解決を監督する。知的財産局は著作権及び商標を管轄する役割として委員会のメンバーに参加することとなる。このアイデアはタイだけに留まらず地域レベルにも提案していく予定である。(2000年12月12日、タイ-ション)

～中国で不正商品取締官が襲われた～

中国で1ヶ月間に及ぶ不正商品取締りキャンペーンで暴力行為に遭遇した。一人は勤務中に死亡したと公営メディアは報じた。キャンペーンで既に17件の暴力行為や脅迫に出会っていると人民日報は伝えている。先月、Chongqingの南西部 Shuanghe 村でタバコ事業所所長 Tang Anming 氏が偽の外国ブランドのシガレットの販売容疑で逮捕しようとした際に殺された。容疑者が逃げようとして怪我をしたため、Tang 氏が病院に連れて行こうとした時に、刺されて死亡したと報じている。北部の Shaanxi 県では容疑者が役人を襲ったばかりでなくテレビレポーターも襲い、57万元相当の機材も破壊した。(2000年12月6日、シガレットストレイトタイムズ)